

職業紹介における返戻金制度について

当社の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により、退職した場合や、紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、当社は下記の率で算出した金額を返戻するものとします。但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく事なることに起因する退職は、この限りではありません。

記

| 退職時期 | 返戻金の割合 |
|-----------------|-------------------|
| 入社1か月未満で退職した場合は | 返戻金 支払った成功報酬の 50% |
| 入社3か月未満で退職した場合は | 返戻金 支払った成功報酬の 30% |
| 入社6か月未満で退職した場合は | 返戻金 支払った成功報酬の 10% |

* 成功報酬の返戻については、その事由発生的事实を当社に書面で申し入れ当社がその申し出を受領した時点により、速やかに返金を行います。

* 本件、制度の詳細・適用については、個別に各求人者との取引において定めます。